27.「藤」と「葛」

ガイドをしていて定番の質問が、「藤井寺」と「葛井寺」の違いです。あいまいに答えるのも口惜しいのでチャレンジしてみましたが、参考にした資料も少なく、偏った見方をしているかも知れません。

1.中興の祖 藤井安基

藤井寺の由来に藤井安基の中興説があります。『河南紫雲山縁起』に「藤井寺の異説、藤井安基蘇生の因縁」として登場します。乱暴者の藤井安基が急死し炎魔大王によって地獄に落とされるところを、長谷寺修復の公事を勤めたことがあるという仏縁によって長谷寺の観音に救われ蘇生します。葛井寺本尊が長谷寺の観音と同木同作と聞いて葛井寺の復興に努めた結果、いつしか藤井寺と称されるようになった、という筋書きです。

しかし、この中興説にはモデルが存在します。鎌倉時代初期の『長谷寺霊験記 第廿六』(＊1)に藤井安基が全く同じ筋書きで登場するのです。だたし蘇生した後の展開が異なり、「ソノ後彼ノ安基当寺ニ住シテ、一期観音ニ奉仕シ。臨終正念ニシテ命終シヌ」。安基は生涯、長谷寺の観音に奉仕しました。中興説は『長谷寺霊験記』を下敷きにした説話です。

2.地名としての藤井

養老 4 年(720)、白猪史は葛井連を賜姓されました。

『藤井寺市史 各説編』は、「白猪氏が本貫としていた丹比郡野中郷の藤が茂り清井のある地<藤井>を居住地としていたことに因み、渡来人的教養感もあって葛井連を賜った」と記しています。

改姓は通例として、その氏族が担った職に因む場合と、居地に因む場合があるそうです。時代は下りますが、土師宿禰古人等は天応元年(781)に居住地の地名に因み、菅原への改姓を願い出て許されました。また、土師宿禰安人等は延暦元年(782)に秋篠への改姓を願い出ましたが、賜姓の 2 年前、宝亀 11 年(780)に光仁天皇が秋篠寺へ封百戸を施入しているので、こちらも秋篠という地名に因んだ改姓といえます。

「ふじい」への改姓も地名に因んだものでしょう。

平安中期の『和名類聚抄』に藤井という郷名はないので、狭い範囲の地名でしょう。鎌倉時代初期の『寺門高僧記（行尊伝）』(*2)は三十三所観音巡礼の初見史料とされますが、藤井寺を次のように記しています。「八番　剛林寺<等身千手。河内南郡>　願主<藤井氏。字藤井寺>」。また、葛井寺所蔵の大般若経の奥書に「仁平 4 年（1154）…丹南郡土師郷日本大霊験所　葛井寺御宝前…」と記しています。

3.「藤」を避ける

奈良時代から平安時代初期は唐風文化が盛んで、姓を漢字一文字で表すことがあります。例えば光明皇后は、臨書した『楽毅論』に、自らを藤三娘と書きました。平安時代初期の勅撰漢詩文集『経国集』は、漢詩文の執筆者を次のように一字姓で記しています。

藤原宇合　→　藤宇合
葛井諸會　→　葛諸會
白猪廣成　→　白廣成

藤原氏は一字姓に藤を使っていました。避諱（ひき）といって貴人の名前を避ける風習がありますが、白猪氏が「ふじい」に改姓する際、藤原氏と重なる藤の字の使用を遠慮したのかも知れません。

では何故、「ふじ」の音に葛の字を当てたのか。漢和辞典を引いても、蔓性の植物という解説が共通する程度で、葛に「ふじ」という読みはありません。昔は藤と葛の漢字は同じように使っていたという話を聞いたことがありますが、出所は分かりません。それ以上の手掛かりを探し出せませんでした。

4.「葛井寺」の使い方①（平安後期～室町時代）

寺の名前はどのように記されてきたのでしょうか。『藤井寺市史 第１巻』などから拾うと、

①葛井寺所蔵の平瓦に「葛井寺後の修理瓦／久安三年（1147）<卯丁>三月六日」と范形で陽刻。
②建永 2 年（1207）の『僧深慶寺領注進状』に「…河内国末寺葛井寺（宝名剛林寺）丹南郡…」。
③鎌倉時代中期の『拾芥抄』に「藤井寺（河内丹南郡、剛林寺と号す。…）」。
④『民経記』に嘉禄 2 年（1226）、広橋経光らが「藤井寺」参拝。
⑤『尋尊大僧正記』の長禄 2 年（1458）7 月日に「…河内国岡村庄之内剛琳寺（添え書きで、号葛井寺）々僧等…」。

寺号は剛琳（林）寺で共通しています。

通称は葛井寺と藤井寺、両方の書き方があります。(*3)

1）①②⑤は「葛井寺」。僧侶などが残した瓦・文書。
2）③④は「藤井寺」。貴族が残した文書。

声に出すと、どちらも「ふじいでら」ですが、僧侶は『続日本紀』などの教養を踏まえて葛井寺と記し、貴族は音を素直に写した藤井寺を使っているようです。

5.「葛井寺」の使い方②（江戸時代～明治初期）

『藤井寺市史 第 7 巻』は、藤井寺村の文書 10 通（以下、村文書）と、葛井寺の文書 25 通（同、寺文書）、併せて 35 通を収録しています。江戸時代の文書が中心ですが、葛井寺という字句の使い方を見ます。

まず、村文書に葛井寺は登場しません。地名はすべて藤井寺（村）です。

次いで寺文書ですが、寺の外に出ることを想定していない各種控えや出納帳に、葛井寺を使っています。また、「順礼一札」も葛井寺です。三十三所観音巡礼は長い旅ですから、道中、体調を崩す人も当然出ます。亡くなった人を葬る際、のちの詮議に備えて同行人から埋葬を認める書面を提出させますが、その宛先は「葛井寺　御役人衆中」。また、病人が故郷に帰りたいけれど路銀がない場合、道中の便宜を図ってもらえるよう書面を発行します。この時の差出人は「河州葛井寺役人」、宛先は「国々宿々村々　御役人衆中」でした。世間一般には「ふじいでら」で知られていたのでしょう。

地名に葛井寺を使うのは寺文書の特徴です。村文書と比較すると、

<村文書>

①河劦丹南郡藤井寺村_友右衛門…「河州丹南郡藤井寺村明細帳」宝暦 8 年（1758）

②河劦丹南郡藤井寺村_年寄…　「高反別書上帳」慶応 4 年（1868）

<寺文書>

③葛井寺村_剛琳寺　「御朱印頂戴目録」寛政元年（1798）

④河州丹南郡葛井寺村_剛琳寺領河州河内郡豊浦村之内暗峠
「暗峠書付控」文政 12 年（1829）

⑤河州丹南郡葛井寺_剛琳寺　「葛井寺由緒並びに什宝記」明治 3 年（1870）

④は暗峠の庄屋が寺に宛てた文書をまとめたものです。この中の天明元年（1781）の文書に葛井寺村と記しているのは、寺領という特殊事情によるものでしょう。

なお、文書への署名（寺号）は剛琳寺です。鎌倉時代初期の『寺門高僧記』から、明治 3 年に堺県へ提出した文書まで変わりません。

6.まとめ

煩雑になったのでまとめると、次のようになります。

①寺号は剛琳寺。葛井寺は通称。

②地名は藤井寺。

③白猪氏が改姓する際、藤原氏に遠慮して藤の字を使わず、葛井としたのではないか。

④葛井寺の使用は僧侶から始まったのではないか。

⑤葛井寺文書は葛井寺という字句を、通称だけでなく、地名にも使っている。

南大門の前に天保12年（1841）建立の石碑があります。

正面　「西国霊場／五番札所　ふちい寺」

裏面　「西国五番　藤井寺」

なぜ、石碑の両面に「ふじいでら」を刻むのか。正面は、西国五番札所のお寺が「ふちい寺（葛井寺）」であること。裏面は、西国五番のある所（地名）が「藤井寺」であることを表し、使い分けているのではないでしょうか。

「ふじ」の音に葛の字を当てた理由はわかりませんでした。核心部分を解きほぐすことはできず、葛藤状態のままで終わります。
（2022 年 3 月　古川）

*1）次頁に『長谷寺霊験記 第廿六』を掲載。
　同院御宇：第廿五話に「堀川院御宇」。在位 1087-1107 年。
　永長年中：1096-1097 年。
*2）行尊（1055-1135）平安時代後期の天台僧。
*3）「地名＋寺」の通称を持つ例は身近なところにある。
　『河内国西林寺縁起』（1271）は「一 縁起事／天平 15 年…／西林寺（添え書きで、古市寺）／…」と記している。

<寺号>	<通称>	<所在地>
剛琳寺	葛井寺	藤井寺
西琳寺	古市寺	古市

資料1 『藤井寺市史』（第 1 巻、第 7 巻、各説編）
資料2 「長谷寺霊験記」『大日本仏教全書 第 85 巻』（1975 年 講談社）
資料3 ふじいでらカルチャーフォーラム「葛井寺 千手観音菩薩像は見た ふじいでらの歴史」（2022 年 藤井寺市）
資料4 『続日本紀（下） 全現代語訳』（1996 年 講談社学術文庫）
資料5 「寺門高僧記」『続群書類従 第 28 輯上』（1978 年 続群書類従完成会）
資料6 「経国集」『群書類従 第 8 輯』（1980 年 続群書類従完成会）
資料7 「尋尊大僧正記」『増補 続史料大成 第 26 巻』（1978 年 臨川書店）
資料8 『羽曳野市史 第 4 巻』

傳心ノ色ヲ知ルヘキ程ノ身ニモ有ラネハ。最口惜ク思ハレテノミ過キケル程ニ。カクテ空キ思ヒニ焦ナン事。後ノ世マテモ淺マシク覺テ。當寺ニ百日籠リテ。ネンコロニ祈請シケル。日數モステニ滿シナントスレ共。聊ノ効モ無ク。心細ク覺ヘテ詠メクラシケルニ。京ヨリトテイト窈窕タル女房。忍テ七日參籠シタリ。徒然サノ餘ニ。立チ寄リテ物語リシケレハ。彼ノ心ヲカケタル女房ノメノト也。是ハ大聖ノ御方便ニコソトテ。我カ心中ヲ忍ヒカネ語リ出シケレハ。女ノ云様。實ニ高キ人ニテハ有レ共。今ハ二親共ニ渡ラセ給ハヌ御身ト成ラセ給ヘハ。サリヌヘキ便リニモ付セ給ハス。サスカ又品ヲ窶シテ。誘ウ方有レハナント思食ヘキニ有ネハ。今マテサルヘキ由モナクテ。孀ニテ御盛リ過キナンモイト惜ク。心苦ク思ヒ奉リ。サ様ニ佛神ニ訴ヘ（圖訴ヘ一作祈リ）申サセ給フホトノ事ナラハ。然ル可キ事ニコソアラメ。申試ト云ケレハ。悦テ共ニ宿願ノ日數ヲ滿テ。京ヘ歸リ上リヌ。此ノ男サテモ大聖ノ方便フシキナル事カナ。カク打チ出テヌルモ佛ノ御指南ナルヘシト思フテ。憑シキ様ニテ過キケル程ニ。此ノ女兎角踉蹌ヒ。此事ヲ養君ニ語リ申シケレハ。サコソ住ワヒタル身也共。サ程ノ者ニ引籠ラレン事コソ口惜ケレトテ。情ケナク會釋ケルカ。人ノ恨ヲ負テハヨシナカルヘシトテ。誠ニ難義ヲ云ヒ遣リタリ。ロ文字ハナソ立ナン。トニモ少キ字ナレハトテ。若シ左様ニ思ヒ寄ラハ。ロ文字ヲ履冠ニ置テ歌ヲ讀タラハ。實ニ志アリト思テ深ク憑ムヘシト云セタルニ。此ノ男何ニシテヨムヘシトモ覺サリケレ共。アマリニ思フ事ナレハ。辭ミ難クテ請取ヌ。ヅヤ、、安シ得タル風情モ無リケレハ。此ノ程語ヲ傳ルマテノ事モ。觀音ノ御計ヒナレハトテ。又當寺ニ籠リテ一筋ニ祈リケレハ。七日ニ滿シケル寛治二年二月廿九日ノ午ノ尅ハカリニ。正面ノ間ノ虹梁ヨリ。紅ノ薄様ノ結ヒタルヲ。鷄呀（クハイ）テ景宗カ前ニ落シタリ。アヤシク思フテ開テ見レハ。一首ノ歌ソ有リケル。

ロクロヒク誓ノ糸ノトニカクニ
クモテニ物ヲ思コノコロ

ト書タリ。アマリノウレシサニ手ヲ打テ。穴悦ハシト云ヒケレハ。滿堂ナル數百人。利生ヲ蒙リタル人有トテ。苦ニ問ケレハ。有リノマ、ニ語ルヘキ事ナラネハ。女房ヲハ誰レト顯サ、リケレ共。事ノ由ヲ語リテ歌ヲハ人ニモ見セケリ。サテ此ノ鷄ヲ尋ネケレ共。カキケス様ニ失ニケリ。此ノ男フシキノ思ヒヲ成シテ下向シ。此歌ヲ遣シタリケレハ。女モ辭ミカタクテ打解ニケリ。一期夫妻ノ契ニテ侍リケリ。恩愛輪廻ノ媒ハ罪業ノ因緣ナレ共。アマリニ苦ニ祈リシ故ニ願ヲ滿シタマフ。御誓ヒ有リ難キ者哉。

第廿六

同院御宇。永長年中ニ。大和國カルノ里ニ。藤井安基ト云ケル男。心極テ邪見ニシテ因果ヲ知ラス。逆罪ヲモ恐レサリケリ。河内國平石ト云フ所ニテ鹿ヲ狩テ。其山ノ破堂ニ入テ本尊ヲ破リ燒テ。是ヲ煑テ我レモ食ヒ。人ニモ食セテ里ニ歸リヌ。折節當寺ヨリ彼ノ里ヲ進テ。御堂ノ柱ヲ引セケレハ。在家ノ公事ニ駈テ。心ナラス安基モ木ヲ引テ當山ニ入リヌ。アルトキ彼ノ男俄ニ死ス。妻子共是レヲ歎テ。三日マテ山送リモセス。安基又生キ返リヌ。家内喜ンテ事ノ由ヲ問フニ。答テ云フ。我レ死テ漫々タル暗キ所ヲ飛フ事矢ヲ射ルカ如シ。目モ扳ル心地シ。身ニ火ノ付テ燃ヘ堪ヘカタキ事。タトヘヲ取ルニ物ナシ。墮ヘキ地獄既ニ近付テ炎ノ燃ヲ見。罪人ノ呼フ音ヲ聞ニ。彌々肝心モ失セス。此レヲ悲ム程ニ童子一人飛ヒ來テ。我レ既ニ地獄ニ入ラントセシヲ手ヲ取テ引返シ。共ニ炎魔王宮ニ行テ。此者我レニ與ヘタマヘト云フ。炎王罪ヲ勘テ。是レハ佛ヲ破リ燒テ鹿ヲ煑堂ヲ汙ス。逆罪遁ル可キニアラスト云。童子重ネテ云。是レ罪人ナリト云共。長谷寺燒ケタリシ時。木ヲ引ヒテ長谷ニ入レシ者ニテ。大聖ニ結緣シ奉レリ。速ニ閻浮ニ返シ給ヘト。様々ニ乞給シ時。炎王座ヨリ下テ我レヲ禮シテ閻浮ニ返云々。ソノ後彼ノ安基當寺ニ住シテ。一期觀音ニ奉仕シ。臨終正念ニシテ命終シヌ。忝。哉當寺ニ入ル者。重罪ノ身トシテ炎王ノ恭敬ヲ受ケ。逆罪ヲ遁レ再ヒ娑婆ニ來ル事ヲ。

第廿七

鳥羽院（仁王七十四代）御宇。贈左大臣長實卿ト申ケル人ノ内ニ。貧キ青女房ノミメ心ハヱ最惡カラヌ有ケリ。形ノ如ク宮仕ニテ。身ヲ過ル程ノ事サシテ無リケレハ。我カ行末ヲ思ヒ煩テ。當寺ニ月詣ヲ申テ。我カ身ノ事ヲナン愁ケリ。三年ノ冬ニモ成ヌレ共敢テ其効モナシ。サスカ